

インターネット利用アンケート調査における 4S-3 プライバシー保護に関する一考察

櫻木智江¹⁾ 斎藤具子¹⁾ 高橋秀人⁴⁾ 西蓮地利己³⁾ 岡田昌史²⁾ 加納克己⁴⁾

1) 筑波大学医科学研究科 2) 筑波大学医学専門学群 3) 茨城県健康科学センター 4) 筑波大学社会医学系

1 はじめに

インターネットの電子メール機能を利用したアンケート調査を試みた。

電子メールを使うと迅速かつ低成本な調査が期待できる一方、回答者のメールアドレスが返信時にシステムにより「ハッカ」に記載されることから、結果的に明らかになる。そのため個人識別の可能性が高くなり、アンケート調査において重要な匿名性が低くなることからプライバシーについて不安が生じることが心配される。

調査結果からインターネット利用のアンケート調査におけるプライバシー保護の観点から、「ハッカ」の送信者アドレスによる個人識別の可能性、調査を受ける側のプライバシーに対する意識などを通じて利用可能性について述べる。

2 調査方法

実施したアンケートの調査依頼と回答の流れを図1に示す。

調査依頼においては、個人のメールアドレスは公開されていないこと、また、現在インターネットは主に企業や研究所単位で加入していると思われたので、会社単位に代表者あてにメールを送り、代表者から社員に転送してもらう方法をとった。インターネットを利用している企業から116社を無作為に抽出し、ポストマスターにアンケート依頼文及びアンケート本文をメールした。依頼文のなかで社内の人々にメールで流して欲しい旨を述べた。回収は、ポストマスターを通さず直接返送して貰うようにした。

また、今回の調査では、プライバシー保護について以下のように配慮した。

- (1) 調査対象者に直接メールしないことにより、調査対象者のメールアドレスに対するプライバシーを守ること。
- (2) アンケートの内容は研究以外には使用しないこと。
- (3) メールアドレスのプライバシー保護には十分留意すること。
- (4) 送信してきたメールの個人のアドレスはなかったものとし、通常の無記名アンケートと同様の扱いとすること
- (4) によりそのため、返信してきたメールが文字化けなどの理由で読めなかったり、明らかに記入ミスとおもわれる記述があったとしても、問い合わせは行わなかった。

以上のアンケート調査を通じて、アンケートに対する反応、返信してきたメールについて個人識別の手掛かりとなるような情報の有無について調べた。

3 結果

依頼に対する返信は8件、アンケート回答は223件であった（文字化けにより読めなかった1件、白紙回答の1件を除く）。依頼に関する返信のうち、プライバシーに言及していたのは2件であった。1件は、結果的に個人のメールアドレスを公開してしまうような調査には会社としては協力できないという意見であり、もう一件は回答は内部資料としてのみ用いてほしい旨を述べていた。

回答数223件のうち、97件(43%)が、「ハッカ」に記されている差出人アドレスとは別に、会社名、所属名、氏名、メールアドレス、電話番号・ファックス番号(オフィス)などから成る「タグ」をメール文の最後に添付していた。自宅の電話番号や、複数のメールアドレスを記しているものもあった。

A Study of the Privacy Protection on the Survey Using the Internet

Chie Sakuragi¹⁾, Tomoko Saito¹⁾, Hideto Takahashi²⁾, Toshimi Sairenchi³⁾, Masafumi Okada²⁾, Katsumi Kanou⁴⁾

¹⁾Graduate School of Medical Science, ²⁾School of Medicine, ³⁾Institute of Community Medicine School of Medicine, University of Tsukuba, 1-1-1 Tennoudai, Tsukuba, Ibaraki 305 Japan

⁴⁾Health Science Center Ibaraki, 993-2 Azafudouyama, Kasahara-chou, Mito, Ibaraki, 310 Japan

また、文章の初めに自己紹介の形で氏名、所属等を明らかにしていたものが56件(25%)であった。上記の二つを合わせるとおよそ112件(50%)が「ハッガ」のメールアドレス以外に自分の情報を明らかにしていた。(図2参照)回収率については、全体数が特定されないので求めることができなかった。

4 考察

インターネットを利用してアンケート調査を行う際のプライバシーに対する反応は特になかったが、プライバシー侵害を感じる人は返信してきていないことも考えられるため、調査対象者全員についてのプライバシー意識は今回の調査では不明であった。しかし、返信メールの47%が個人情報を添付していたことは、これらの人々についてはプライバシーについてあまり意識していないと考えられる。

特定のメールアドレスが特定の個人のものと識別され、それによって個人データと結びつくと、プライバシー侵害の危険がでてくる(図3参照)。メールアドレスは通常ログイン名とドメイン名から成っており、ログイン名には、氏名の全部または一部、番号、通称、その他好きな文字列を用いているため、ログイン名だけでアドレス保有者の個人データは特定できない。システムの設定によっては「ハッガ」に送信者のメールアドレスと共に氏名がローマ字で記載されることもあるので、その場合は氏名が明らかになる。しかし、この場合でも氏名以外の個人情報は得られないし、また、これはコード化することによって読みにくくすることも可能である。従って、回答を返信するときに送信者のメールアドレスが「ハッガ」に記載されていてもプライバシーは保護されているといえよう。しかし、今回返信してきた多くのメールのように、ファクタや自己紹介などで個人データを公表してしまうと、それらを個人データ収集の手掛かりとされてプライバシー侵害の危険性がでてくる。ファクタは多くの場合、自動設定によって添付されるので今回の返信においても無意識であることも考えられる。これに対し、自己紹介などは意識的な記述でありネットワーク利用に対する信頼に基づいていると考えられる。現状ではネットワークは、主に学術目的で利用することを前提としており利用認可方針(AUP;Acceptable Use Policy)を守ることが最低限のルールとして存在している。たとえ他人にメールアドレスを知られても、なんらかの不利益を受けることはないと考えられるが、回答者はプライバシー保護の観点から、これらを記載しないよう注意する必要がある。

5 おわりに

通常アンケート調査においては調査対象者に直接質問票を送らなくてはならない。このとき、対象者のメールアドレスの取得方法が問題になる。現状では個人のメールアドレスは殆ど公開されていないため、White Pageを利用したり予め調査対象者にアンケートの了解をとり、そのときにメールアドレスを教えてもらうなどの方法が必要であろう。

また、現状においてアンケート調査にインターネットを利用することは、回答者が個人情報を記載しないよう注意すれば可能であると考えられるが、現在のネットワーク利用は利用者相互の信頼に基づいている。商用目的のネットワークが誕生している昨今、今後はこれらのネットワークが様々な目的で利用されることが予想される。商用目的のネットワークでは上記のAUPに必ずしも従う必要はないため、不都合が生じる可能性は高い。そのときにはAUPに代わる何らかのルールが必要になると思われる。

